

令和5年度中小企業支援施策及び 予算について

中国経済産業局
産業部中小企業課

目次

1. **中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント**
2. **令和4年度第2次補正予算の概要**
3. **各事業の詳細について**
 - 3 - 1. **事業再構築補助金**
 - 3 - 2. **ものづくり補助金**
 - 3 - 3. **小規模事業者持続化補助金**
 - 3 - 4. **IT導入補助金**
 - 3 - 5. **事業承継・引継ぎ補助金**

目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
3. 各事業の詳細について
 - 3-1. 事業再構築補助金
 - 3-2. ものづくり補助金
 - 3-3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3-4. IT導入補助金
 - 3-5. 事業承継・引継ぎ補助金

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント (令和4年度第2次補正・令和5年度当初)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナの長期化、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

	令和4年度	令和5年度 + 令和4年度第2次補正
中小企業対策費	1,095億円	1,090億円 + 1兆1,191億円

【1】厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策

- 新たな借換制度の創設や金利引下げ、資本金劣後ローンの供給等を通じて、業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を支援する。また、価格交渉促進月間や下請Gメン等を活用して取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

<資金繰り支援>

補正 中小企業等の資金繰り支援【2,981億円】(財務省計上分212億円含む)

新たな借換保証制度を創設。金利引下げ、資本金劣後ローンの供給等を継続。

当初 日本政策金融公庫補給金【146億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施。

当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【35億円】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。

<価格転嫁対策>

当初 中小企業取引対策事業【24億円】 + 補正【5億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ、下請Gメン(300名へ増員)等による取引実態の把握、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

【2】成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

- 内外の環境変化によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、DX・GX推進や海外展開等による新たな市場獲得を支援する。

<事業再構築・生産性向上>

補正

中小企業等事業再構築促進事業【5,800億円】

新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。また、サプライチェーン強靱化枠を新設。

補正

中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】 ※国庫債務負担含め総額4,000億円

(①ものづくり補助金、②小規模事業者持続化補助金、③IT導入補助金、④事業承継・引継ぎ補助金)

設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等への補助を通じた、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

補正

国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業【55億円】

ウクライナ情勢の変化により、供給途絶リスクが生じている原材料の安定供給対策のため、国内生産拠点等の確保を支援。

<DX・GX・海外展開>

当初

地域未来DX投資促進事業【15億円】 + 補正【事業環境変化対応型支援事業の内数】

地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

当初

グリーントランスフォーメーション対応支援事業 ※中小機構交付金の内数

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等により中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラルに向けた取組を支援。

補正

中小企業国際化総合支援事業【5億円】

海外展開を目指す中小企業等1万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。

<研究開発>

当初

成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【133億円】

大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

【3】創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

- 創業・事業承継・引継ぎ(M&A)を契機として挑戦する中小企業・小規模事業者等を支援するため、創業の借入時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設、後継者同士のつながり強化、事業承継・引継ぎを支援する体制の拡充等を行う。

当初

後継者支援ネットワーク事業【2.1億円(新規)】

家業を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントを開催するとともに、それに係る事業の磨き上げを支援する。

当初

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【157億円】 + 補正【67億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

補正

事業承継・引継ぎ補助金(再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数

補正

経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設【121億円】(財務省計上分97億円含む)

※資金繰り支援(2,981億円)の内数

【4】地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

- 地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

当初

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

当初

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【3.5億円】

地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。

補正

面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】

成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

当初

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【7.7億円】

地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

【5】伴走支援・人材確保支援等

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

<人材育成・マッチング>

当初 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.2億円】

経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

<相談体制の強化(伴走支援含む)等>

補正 事業環境変化対応型支援事業【113億円】

商工会・商工会議所等の相談対応の強化、よろず支援拠点コーディネーター増員等による体制強化、地域企業のDX促進支援等を実施。

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【37億円】

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初 小規模事業者対策推進等事業【54億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への経営相談や販路開拓等のサポートの体制を整備。

<その他>

当初 工業用水道事業費補助金【20億円】 + 補正【15億円】

地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援。

補正 なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和3・4年福島県沖地震)の継続措置【209億円】

税制改正事項

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

税

中小企業経営強化税制（延長）

経営力向上計画に基づく設備投資について即時償却又は税額控除を可能とする措置を延長。

税

中小企業投資促進税制（延長）

生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等について特別償却又は税額控除を可能とする措置を延長。

税

地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業の設備投資について特別償却又は税額控除を可能とする措置を拡充・延長。

税

中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）

中小企業の試験研究費の一定割合の税額控除を可能とする措置を拡充・延長。

税

法人税率の軽減（延長）

所得の800万円まで法人税の税率を19%から15%に軽減する措置を延長。

税

生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例（新設）

生産性向上や賃上げに向けた新規の設備投資について固定資産税を軽減する措置を新設。

税

中小企業防災・減災投資促進税制（拡充・延長）

災害や感染症の事前対策に資する設備投資について特別償却を可能とする措置を拡充・延長。

目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
- 2. 令和4年度第2次補正予算の概要**
3. 各事業の詳細について
 - 3-1. 事業再構築補助金
 - 3-2. ものづくり補助金
 - 3-3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3-4. IT導入補助金
 - 3-5. 事業承継・引継ぎ補助金

令和4年度補正予算（中小企業・小規模事業者関連）【1兆1,191億円】

1. 資金繰り支援【2,981億円】※財務省計上分212億円を含む

【新たな借換保証制度の創設】

- 民間ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)からの借換需要に加え、他の保証付融資からの借換や新たな資金需要にも対応するため、100%保証は100%保証で借換えすることができる保証制度を創設。金融機関による継続的な伴走支援による経営改善に取り組む事業者(一定の売上減少要件等を満たす場合)の保証料の一部を補助(保証上限1億円、保証料0.2%等)。

【経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度の創設】

- 創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設(保証上限3,500万円)。事業者が債務不履行となった場合に発生する信用保証協会の損失の一部等を補填。
→経営者保証改革プログラム（2022年12月22日発表）

※上記に加えて、日本政策金融公庫による資金繰り支援(セーフティネット貸付の金利引下げ、スーパー低利融資、資本性劣後ローンの供給)の継続(2023年3月末まで)、認定経営革新等支援機関による計画策定を条件とした保証制度や資本性劣後化(保証付DDS)、中小機構の出資機能の強化を措置。

2. 価格転嫁対策の更なる強化【4.8億円】

- 中小企業の取引環境を改善するため、価格交渉促進月間等を通じ中小企業の価格交渉と転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図るとともに、インボイス制度導入等にかかる取引実態等を把握。
- さらに、下請Gメンの体制を強化し、300名体制へ。

3. 事業再構築補助金【5,800億円】

- 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)に対しては、グリーン成長枠と同様に売上減少要件を撤廃。また、大胆な賃上げに取り組む事業者には、更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)を措置。
- 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を対象とする支援枠を新設。業況が厳しい事業者については、引き続き高い補助率で支援。

【成長分野への転換の支援】

- 市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「成長枠」を新設。また、「グリーン成長枠」について、研究開発等の要件を2→1年に短縮等した「エントリークラス」を新設し、裾野拡大。
- 事業終了後3~5年で中小・中堅企業から中堅・大企業へ卒業した場合に上限が2倍となる「卒業促進枠」も新たに用意。

【賃上げに対する支援】

- グリーン成長枠・成長枠において、補助事業期間内に事業場内最低賃金を年45円以上引上げた場合等に補助率を1/2→2/3に引上げ。また事業終了後3~5年で同水準等を達成すれば上限3,000万円増。

【産業構造転換等の促進】

- 市場規模が10%以上縮小する業種・業態からの転換を支援する「産業構造転換枠」を新設し、廃業費がある場合、上限を2,000万円上乘せ。海外から国内への回帰等を促進する「サプライチェーン強靱化枠」(上限5億円、補助率1/2)も新設。

【業況が厳しい事業者への支援】

- 新型コロナや物価高等により業況が厳しい事業者や、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者を引き続き手厚く支援(補助率:2/3~3/4、売上10%減少等が要件)。

3. 事業再構築補助金【5,800億円】

事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

売上減少要件撤廃

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大1,500万円	最大3,000万円	最大7,000万円	最大7,000万円	8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	5億円
補助率	3/4	3/4 (一部2/3)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)			1/2

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等のインセンティブ（大規模賃金引上促進枠・卒業促進枠）

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

4. 生産性革命推進事業【2,000億円】※国庫債務負担行為含め4,000億円

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援。グリーン分野への投資加速化、大胆な賃上げ、インボイスへの対応を支援すべく、補助率や上限額を引上げ。
- 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を切れ目なく支援するため、交付金事業(令和5年度まで)に加えて、国庫債務負担行為(令和6年度まで)により長期的な予算措置を担保。

ものづくり補助金（革新的製品・サービスの開発や、生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援）

- 「グリーン枠」を拡充し、温室効果ガス排出削減の取組度合いに応じて、3段階の補助上限を設定することで、幅広い省エネニーズを取込み。
- 「グローバル市場開拓枠」を新設し、海外展開に係るブランディング・プロモーション等の経費を補助対象へ追加（ジャパンブランド事業を統合）。
- 事業終了後3~5年に事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等で上限を最大1,000万円引上げ。

類型	通常枠	デジタル枠	グリーン枠			グローバル市場開拓枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠 (赤字事業者向け)
			エントリー	スタンダード	アドバンス		
補助上限	最大 1,250万円		最大 2,000万円	最大 4,000万円	3,000万円	最大 1,250万円	
	大幅賃上げを達成すれば、補助上限を引上げ（最大1,000万円）						
補助率	1/2	2/3			1/2	2/3	

4. 生産性革命推進事業【2,000億円】※国庫債務負担行為含め4,000億円

小規模事業者持続化補助金（小規模事業者による経営計画策定及び販路開拓等を支援）

○**インボイス枠を拡充し、課税事業者に転換する事業者の補助上限を50万円上乘せ。**

（通常、上限は50～200万円、補助率2/3（一部3/4）。赤字事業者の補助率引上げ（3/4）は継続。）

	通常枠	特別枠				
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
インボイス 転換事業者	100万円	250万円			インボイス特例	100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円				—
補助率	2/3	2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合 3/4）				

【現在（第11回）の申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス枠 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行登録をした事業者
（令和4年度第2次補正よりインボイス特例を導入。その際にインボイス枠は終了）

4. 生産性革命推進事業【2,000億円】※国庫債務負担行為含め4,000億円

IT導入補助金(中小企業の業務効率化やDXを推進するため、ITツール等の導入費用を支援)

- **インボイス対応に必要なITツール導入**促進のため、**クラウド利用料(2年分)やハード(PC等)購入の補助対象化、補助率引上げ(1/2→2/3~3/4)を継続**(デジタル化基盤導入枠)。
- また、**安価なツール導入も支援**するため、**補助下限額(5万円)を撤廃**。

	通常枠		デジタル化基盤導入枠 (インボイス対応に活用可能!)				セキュリティ対策推進枠	
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型			
補助額	5万円 ～ 150万円 未満 下限を 引下げ	150万円～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト	PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型 の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円	
補助率	1/2以内		50万円 以下 下限を 撤廃!	50万円 超 ～ 350万円	～10万円	～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3)2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分(期間を長期化))、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費				サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)(※3)	

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円超の金額については2/3

(※3) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

4. 生産性革命推進事業【2,000億円】※国庫債務負担行為含め4,000億円

事業承継・引継ぎ補助金(事業承継・引継ぎにかかる設備投資や販路開拓、専門家活用、廃業費等を支援)

- 「経営革新事業」では、事業終了時に事業場内最低賃金が**地域別最低賃金+30円以上**等であれば、**補助上限額を600万円→800万円へと引上げ**(補助率は1/2~2/3)。
- (現経営者のみならず)後継者による取組も補助対象とし、事業承継の早期化・円滑化を推進。

①**経営革新事業** (事業承継・M&A後の経営革新 (設備投資・販路開拓等) に係る費用を補助)

補助率：1/2~2/3

補助上限：600~800万円

- * 創業支援型：他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合
- * 経営者交代型：親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合 (後継者が引き継ぎ予定の場合を含む)
- * M&A型：M&A (株式譲渡、事業譲渡等) により経営資源を引き継いだ場合

②**専門家活用事業** (M&A時の専門家活用に係る費用 (フィナンシャル・アドバイザー (FA) や仲介に係る費用※、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等) を補助)

補助率：1/2~2/3

補助上限：600万円 (※M&Aが未成約の場合は300万円)

- * 買い手支援型：M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等
- * 売り手支援型：M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等
- ※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による費用だけが補助対象

③**廃業・再チャレンジ事業** (事業承継・M&Aに伴う廃業にかかる費用 (原状回復費・在庫処分等) を補助)

補助率：2/3

補助上限：150万円

- * 事業承継・M&Aに伴って一部事業の廃業を行う場合
- * M&Aが成約せずに廃業せざるを得ず、再チャレンジに取り組もうとする場合等
- ※経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能

5. 円安環境への対応、相談体制強化【196億円+a】

<円安環境への対応>

<輸出促進>

・中小企業国際化総合支援事業【5.4億円】

○ 海外展開を目指す中小企業等1万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。

○ 販路開拓等を支援するJETRO事業(海外市場開拓・有志国サプライチェーン構築等促進事業190億円の内数)とも連携。

<インバウンド>

・面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】

○ 成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

<相談体制の強化>

<インボイス・物価高対応>

・事業環境変化対応型支援事業【113億円】

○ 商工会・商工会議所等の相談対応の強化や指導員向け講習、よろず支援拠点コーディネーター増員等による体制強化。地域企業のDX促進。

○ 省エネ対策は、「省エネ補助金(国庫債務負担行為含め総額1,625億円)」「中小企業等に向けた省エネルギー診断強化事業(20億円)」とも連携。

<再生・事業承継>

・中小企業活性化・事業承継総合支援事業【67億円】

○ 計画策定支援、事業承継のマッチング・診断のため、各都道府県にある中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎセンターの体制を拡充。

目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
- 3. 各事業の詳細について**
 - 3-1. 事業再構築補助金
 - 3-2. ものづくり補助金
 - 3-3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3-4. IT導入補助金
 - 3-5. 事業承継・引継ぎ補助金

目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
3. 各事業の詳細について
 - 3 - 1. 事業再構築補助金**
 - 3 - 2. ものづくり補助金
 - 3 - 3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3 - 4. IT導入補助金
 - 3 - 5. 事業承継・引継ぎ補助金

事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ) 【大規模賃上げ要件】 事業終了時点で①給与支給総額+6%以上、 ②事業場内最低賃金+45円		1/2	

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和4年度第二次補正予算）

1. 成長枠の創設

新設

市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「**成長枠**」を創設する。

2. グリーン成長枠の拡充

見直し

グリーン成長枠について、研究開発等の要件を緩和した類型「**エントリー**」を創設する。

3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

新設

大胆な賃上げや、**中小企業等からの卒業**に取り組む場合、**更なるインセンティブ**（補助率・補助上限の引き上げ・加点）を措置する。

4. 産業構造転換枠の創設

新設

市場規模の縮小により、**事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者**を重点的に支援する**産業構造転換枠**を創設する。

5. サプライチェーン強靱化枠の創設

新設

海外で製造する製品・部品等の国内回帰を進め、**国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組**を行う事業者を支援する**サプライチェーン強靱化枠**を創設する。

6. 業況が厳しい事業者への支援

見直し

継続

コロナや物価高等により業況が厳しい事業者や、**最低賃金引上げの影響**を大きく受ける事業者を**引き続き手厚く支援**する。

7. 一部申請類型における複数回採択

継続

新設

グリーン成長枠に加え、**産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠**についても、所定の要件を満たした場合、**2回目の申請を認める**。

1. 成長枠の創設

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

必須要件（全枠共通）

A事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
B補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0~5.0%（申請枠により異なる）以上増加 又は
従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0~5.0%（申請枠により異なる）以上増加

成長枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ① 取り組む事業が、過去~今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属していること
- ② 事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

※対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）

また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

1. 成長枠の創設

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金 + 45円、②給与支給総額 + 6%を達成すること。
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠 （卒業促進枠） 又は継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠 （大規模賃金引上促進枠） に同時応募可能

2. グリーン成長枠の拡充

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者への支援を継続。
- 要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上。

グリーン成長枠の対象となる事業者

<現行>

- ①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
- ②グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であり、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上が年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと



<今後> 必須要件に加え、以下の要件を満たすこと

【エントリー】（必須要件Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する1年以上の研究開発・技術開発又は従業員の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

【スタンダード】（必須要件Bについては、付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

2. グリーン成長枠の拡充

補助上限額・補助率

【エントリー】

	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	20人以下	4,000万円	【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金 + 45円、②給与支給総額 + 6%を達成すること。
	21～50人	6,000万円	
	51人～	8,000万円	
中堅企業	—	1億円	

【スタンダード】

	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	—	1億円	【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金 + 45円、②給与支給総額 + 6%を達成すること。
中堅企業	—	1.5億円	

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（**卒業促進枠**）又は継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（**大規模賃金引上促進枠**）に同時応募可能

3. 大幅貸上げ・規模拡大へのインセンティブ

- 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者に対し、上乗せ枠として、**卒業促進枠・大規模貸金引上促進枠**を設け、**成長・貸上げのインセンティブを付与**する（両上乗せ枠の併用は不可）。
- **大幅な貸上げを行う場合**、成長枠・グリーン成長枠の**補助率を引上げる**。

卒業促進枠の要件

・成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3~5年で**中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業**すること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
成長枠・グリーン成長枠に準じる		中小 1/2 中堅 1/3

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。
要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

大規模賃金引上促進枠の要件

以下の要件をいずれも満たすこと

- ①成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること
- ②成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、**従業員数を年率平均1.5%以上増員**させること。

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
—	3,000万円	中小：1/2 中堅：1/3

成長枠・グリーン成長枠の補助率引上げ

補助事業期間内に、以下をいずれも達成した場合、**補助率を2/3（中堅は1/2）に引上げ**。

- ①**給与支給総額を年平均6%増加**
- ②**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引上げ

ただし、事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させることが出来なかった場合、差額分（補助率1/6分）の返還を求めます。

成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠の加点措置（追加）

成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠に申請し、**大幅な賃上げを実施する事業者に対し、加点**を行う。

- ①事業終了後3～5年で、**給与支給総額年率平均3%以上増加**
- ②事業終了後3～5年で、**給与支給総額年率平均4%以上増加** ※賃上げ幅が大きいほど追加で加点
- ③事業終了後3～5年で、**給与支給総額年率平均5%以上増加**

4. 産業構造転換枠の創設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額（※）	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

5. サプライチェーン強靱化枠の創設

- **海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に取り組む事業者**を対象として「**サプライチェーン強靱化枠**」を新設し、**補助上限額を最大5億円**まで引き上げて支援。

サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件を満たす、**生産拠点を国内回帰する(※1)事業**であること

- ①取引先から**国内での生産（増産）要請**があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
- ②取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※2）**に属していること
（※2）対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）
- ③下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)経済産業省が公開する**D X 推進指標**を活用し、**自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出**していること。
 - (2)IPAが実施する「**SECURITY ACTION**」の「**★★ 二つ星**」の宣言を行っていること。
- ④下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)交付決定時点で、**設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと**。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - (2)事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に**給与支給総額を年率2%以上増加**させる取組であること
- ⑤「**パートナーシップ構築宣言**」ポータルサイトにて、**宣言を公表**していること。

補助上限額・補助率

補助上限額	補助率
5億円 ※建物費を含まない場合は3億円	中小企業 1/2 中堅企業 1/3

（※1）今後、事業再構築指針で示す「国内回帰」の類型に該当する必要がありません。事業再構築指針の他の5類型では、「サプライチェーン強靱化枠」に申請できません。なお、海外の生産拠点を閉じることは要件としておりません。

6. 業況が厳しい事業者への支援

- コロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者に対して、支援を継続。
- 第9回公募までの、回復・再生応援枠と緊急対策枠を統合し、新たに「物価高騰対策・回復再生応援枠」として措置。

物価高騰対策・回復再生応援枠の対象となる事業者

<現行（回復・再生応援枠、緊急対策枠）>

現行の必須要件に加え、以下を満たすこと

- （回復再生応援枠）① **2021年10月以降のいずれかの月の売上高**が対2020年又は2019年同月比で**30%以上減少**していること
 ② 再生支援協議会スキーム等に則り**再生計画を策定**していること
- （緊急対策枠）① 2022年1月以降の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して10%以上減少していること



<今後（物価高騰対策・回復再生応援枠）>

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ① **2022年1月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して**10%以上減少**していること
 ② 中小企業活性化協議会等から支援を受け、**再生計画等を策定**していること

※売上高減少要件については、付加価値額（売上高×1.5）減少で代替可能

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円	【中小企業】 2/3（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4） 【中堅企業】 1/2（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3）
6～20人	1,500万円	
21～50人	2,000万円	
51人以上	3,000万円	

6. 業況が厳しい事業者への支援

継続

- 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を引き続き強力に支援すべく、最低賃金枠は継続する。

最低賃金枠の要件（変更なし）

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下を満たすこと

- ① 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年と比較して10%以上減少していること
- ② 2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	500万円	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
6～20人	1,000万円	
21人	1,500万円	

- 事業再構築補助金では、原則として、1事業者につき採択は1回に限っているが、グリーン成長枠については、過去に採択された事業者であっても、再度申請し採択されることを可能としている。
- これに加え、**産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠**についても、**一定の条件下で過去採択された事業者の再申請・採択を認める。**
※ただし、産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。
- 但し、支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

第1回～第9回公募

第10回公募以降

1回目の申請・採択

2回目の申請・採択

- ①グリーン成長枠以外で1度目の採択を受けた事業者 → ①グリーン成長枠・産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠に限り申請可能
②グリーン成長枠で1度目の採択を受けた事業者 → ②サプライチェーン強靱化枠に限り申請可能

(注) ・支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

・産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。

(例) 産業構造転換枠に申請する従業員120人の事業者が、第6回公募通常枠で4,000万円の採択を受けている場合
従業員120人の事業者の補助上限7,000万円（廃業を伴う場合9,000万円）－過去採択分4,000万円
＝3,000万円（廃業を伴う場合5,000万円）が2回目の補助上限となる。

追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

- ①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは**異なる事業再構築であること**の説明資料
 - ②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの**体制や資金力があること**の説明資料
- 通常の審査に加え、**一定の減点**を受けたうえで、**これらの資料についても考慮**したうえで採否を判断する。

8. その他

(1) 社会福祉法人の補助対象範囲拡大

- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」の一環として、介護事業の生産性向上を支援するため、社会福祉法人においては、公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなすこととし、補助対象となる法人の範囲を拡大します。

(2) 労働者協同組合を補助対象者に追加

- 令和4年10月1日に施行された「労働者協同組合法」に基づき設立された労働者協同組合を、補助対象者に追加します。※従業員数が300人以下である者に限る。
- なお、同法において、NPO法人又は企業組合は、同法の成功後3年以内に労働者協同組合に組織変更可能とされているところ、第9回までに採択されたNPO法人又は企業組合が労働者協同組合に組織変更することも認めることとします。※個別に事務局にご相談ください。

8. その他

(3) 事前着手制度の対象期間及び対象類型の見直し

- 交付決定前に事業に着手できる、事前着手承認制度について、対象期間を令和4年度第二次補正予算の成立日である**2022年12月2日以降**に見直します。
- また、本制度を活用いただける事業類型を**最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靱化枠に限定**します。

※交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

(4) 産業雇用安定助成金との連携

- 業況の厳しい事業者が行う事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、**令和5年度より産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（仮称）が創設される予定**です。

※令和5年度予算の成立、厚生労働省令の改正などが必要であり、**現時点ではあくまで予定**です（詳細検討中）。

(参考) 厚生労働省所管令和5年度予算案 概要資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001045586.pdf>

8. その他

(3) スケジュール

- 令和5年1月13日（金）まで第8回公募を実施中。既存予算で第9回公募まで実施。
- **令和4年度第二次補正予算で、3回程度の公募を実施予定。**

第8回公募

公募開始：令和4年10月3日（月）
応募締切：令和5年1月13日（金） 18：00
採択発表：調整中

第9回公募

公募開始：令和5年1月中下旬予定
応募締切：令和5年3月中下旬予定
採択発表：調整中

※第8回公募の採択発表は第9回公募の応募締切り後を予定しており、**第8回公募で申請される場合、第9回公募での申請はできません。**

令和4年度第二次補正予算にかかる公募

令和5年3月下旬頃公募開始予定

令和5年度末までに3回程度の公募を実施予定

目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
3. 各事業の詳細について
 - 3-1. 事業再構築補助金
 - 3-2. ものづくり補助金**
 - 3-3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3-4. IT導入補助金
 - 3-5. 事業承継・引継ぎ補助金

ものづくり補助金の全体像

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充予定

概要	補助上限額 ※下限額は全ての枠100万円		補助率	
通常枠 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)	
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。			2/3	
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。				
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	スタンダード	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円	2/3	
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。	3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、100万円に引き下げ)			1/2、 2/3(小規模・再生事業者)



大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。(回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く)

ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算～3年度補正予算を基に、現在13次公募を実施中。
- 13次公募締切後、令和4年度2次補正予算を基に、速やかに14次公募を開始予定。
- その後も、令和6年度まで切れ目なく公募を実施予定。

1. 大幅賃上げへの上乗せ支援

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、大幅な賃上げに取り組む事業者については、申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた3段階の支援類型を創設。高度な取組を実施している場合、補助上限額を最大4,000万円に拡充する。

3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たにブランディング・プロモーション等に係る経費を追加する。

4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設。今年度は、まず業種・業態に共通する課題を認定し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

5. その他

- ビジネスモデル構築型については、廃止する。

1. 大幅賃上げへの上乘せ支援

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限を100万円、250万円、1,000万円引き上げる**（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠での活用は不可）。
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額年平均6%増加かつ②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ**」を満たし、賃上げに係る計画書を提出することを要件とする。
- **要件未達の場合には、上乘せ分については、全額返還を求める。**

【現行要件との比較】

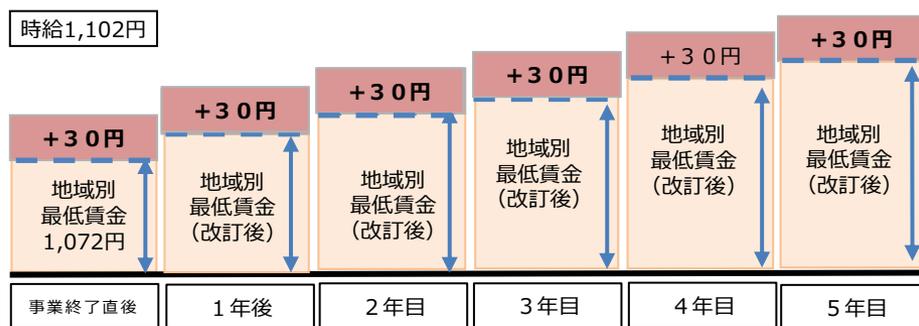
要件	通常の事業者	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	3%以上	同左
②給与支給総額	年率1.5%以上	左記の事業者より更に年率で 4.5%以上引上げ =年率6%以上引き上げ
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	左記に加え、 事業場内最低賃金を毎年45円以上引き上げる
④補助金返還の要件	②給与支給総額、又は③賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求める	同左

【補助上限の引上げ額】

従業員数	上乘せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

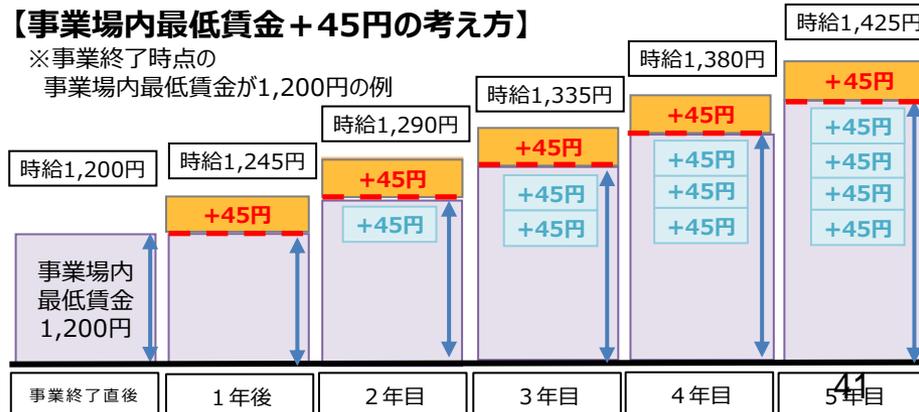
【地域別最低賃金+30円の考え方】

※2022年度11月時点、東京都で従業員の事業場内最低賃金が1,072円の事業者の例



【事業場内最低賃金+45円の考え方】

※事業終了時点の事業場内最低賃金が1,200円の例



2. グリーン枠の見直し・拡充

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- **温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。**
- **また、親取引企業からの要請を受けて取り組みを行う事業者には審査の際に加点を行う。**

【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件				従業員規模	補助上限額	補助率	
	温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大					支援額の拡大		
エントリー	事業期間（3～5年）内に事業場単位での炭素生産性年率平均+1%向上	GHG排出削減の取組未実施又は初歩的な取組でも可	-	親取引企業からの要請を受けて取り組みを行う事業者には審査の際に加点	5人以下	750万円以内	2/3	
スタンダード					GHG排出削減に係る高度な取組を実施していること（例：バイオマス素材への変更等）	6人～20人		1,000万円以内
						21人以上		1,250万円以内
		5人以下				1,000万円以内		
アドバンス		省エネ法の定期報告でS評価若しくは過去3年以内に省エネ診断等を受診していること又はGXリーグに参加していること				6人～20人		1,500万円以内
						21人以上		2,000万円以内
	5人以下		2,000万円以内					
			6人～20人	3,000万円以内				
			21人以上	4,000万円以内				

※グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。（ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る）

3. 海外展開支援の強化

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型をグローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充する。
- 具体的には、補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、使い勝手を向上。また、一部の類型で、ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加。

【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓 (JAPANブランド) ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2 小規模事業者 ・再生事業者 の場合 2/3以内	100万円 ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、 ②技術導入費、③専門家経費、 ④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、 ⑥原材料費、⑦外注費、 ⑧知的財産権等関連経費、⑨ 海外旅費、 ⑩広告宣伝・販売 促進費 (海外市場開拓 (JAPANブランド)類型のみ)

4. 認定機器・システム導入型の新設

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、課題を認定し、当該課題解決に資する機械装置・システムを認定する仕組みを創設。
- なお、事務局に設置する委員会において課題を認定し、解決のための研究開発を実施するため、次年度以降の予算から新設する予定。

Phase I ＜課題の認定＞

R4二次補正予算から開始

- ・業界団体・川下企業等から課題を提案
- ・今後、設置する委員会で、提案された課題について、広く中小企業に共通するものか、現場に即したものか、その解決が既存のツールでは解決困難なものかを審議。
- ・解決に資する機器等の開発を支援すべき課題を認定。

Phase II ＜課題解決策の開発＞

- ・Phase Iで認定した課題の解決に資する機械装置・システムを、メーカーが開発。
- ※開発については、本事業において予算的支援はなし。

ポイント：導入支援により、メーカー等による自主的開発を促す。

Phase III ＜機器等認定・導入支援＞

次年度以降の予算から開始

- ・委員会において、開発成果について審議。Phase Iで設定した課題の解決に資すると認められる機械装置・システムを認定。
- ・認定を受けた機械装置・システムについては、中小企業による導入を特別型により重点的に支援（上限引上げ及び優先採択を実施）。

従業員数	補助額	補助率
5人以下	1,000万円	1/2 (小規模事業者及び再生事業者は2/3)
6～20人	1,500万円	
21人以上	2,000万円	

課題の提案から機器等の導入まで、一貫通貫の事業として実施

5. その他

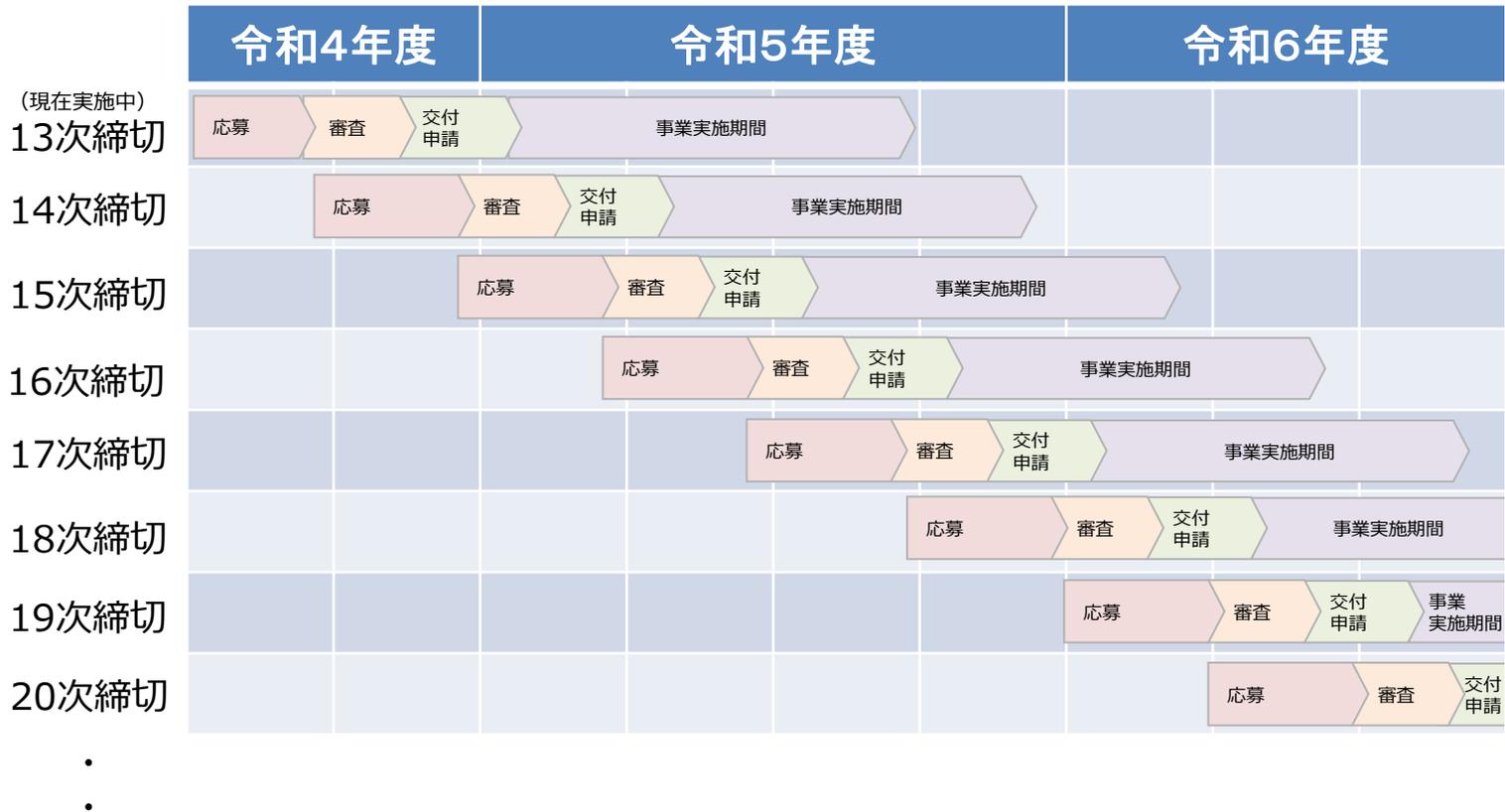
(1) ビジネスモデル構築型の廃止

最終公募実施済み

- 中小企業の革新的な事業計画策定を支援する「ビジネスモデル構築型」は廃止する。

(2) 今後のスケジュール（案）

- 令和4年度2次補正～令和6年度にかけて、切れ目なく事業を実施する。



目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
3. 各事業の詳細について
 - 3-1. 事業再構築補助金
 - 3-2. ものづくり補助金
 - 3-3. 小規模事業者持続化補助金**
 - 3-4. IT導入補助金
 - 3-5. 事業承継・引継ぎ補助金

現在の持続化補助金〈一般型〉の概要

- 小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の一部を補助。
- 事業実施にあたっては、商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組む。

＜補助対象要件＞

- ①**通常枠**： 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む事業者
- ②**賃金引上げ枠**： 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者
- ③**卒業枠**： 雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する事業者
- ④**後継者支援枠**： アトツギ甲子園のファイナリストとなった小規模事業者
- ⑤**創業枠**： 産競法に基づく「認定市区町村等による特定創業支援等事業の支援」を受けた事業者
- ⑥**インボイス枠**： 免税事業者からインボイス発行事業者に登録した事業者

＜対象経費＞

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

＜申請枠・補助上限額・補助率＞

	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助上限額	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円
補助率	2 / 3	2 / 3 (赤字事業者は3/4)	2 / 3	2 / 3	2 / 3	2 / 3

持続化補助金の拡充のポイント（令和4年度第2次補正予算）

- 令和5年10月からインボイス制度が開始されることから、令和3年度補正予算で実施している「インボイス枠」※1を拡充。
- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）を対象に、一律に50万円の補助上限の上乗せを実施。
- 令和5年2月以降の公募受付回から実施予定。

※1 補助上限100万円、補助率2/3

○拡充の概要

	通常枠	特別枠			
		貸金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠
インボイス 転換事業者	100万円	250万円			100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円			-
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者の場合3/4)	2/3		

インボイス特例

※ 赤字記載箇所は、令和4年度第2次補正予算による拡充内容。それに伴い「インボイス枠」は終了。
 ※ 令和元年度・3年度補正予算事業において、「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せ（インボイス特例）の対象外。

目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
3. 各事業の詳細について
 - 3-1. 事業再構築補助金
 - 3-2. ものづくり補助金
 - 3-3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3-4. IT導入補助金**
 - 3-5. 事業承継・引継ぎ補助金

「IT導入補助金2022」の概要

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入**を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

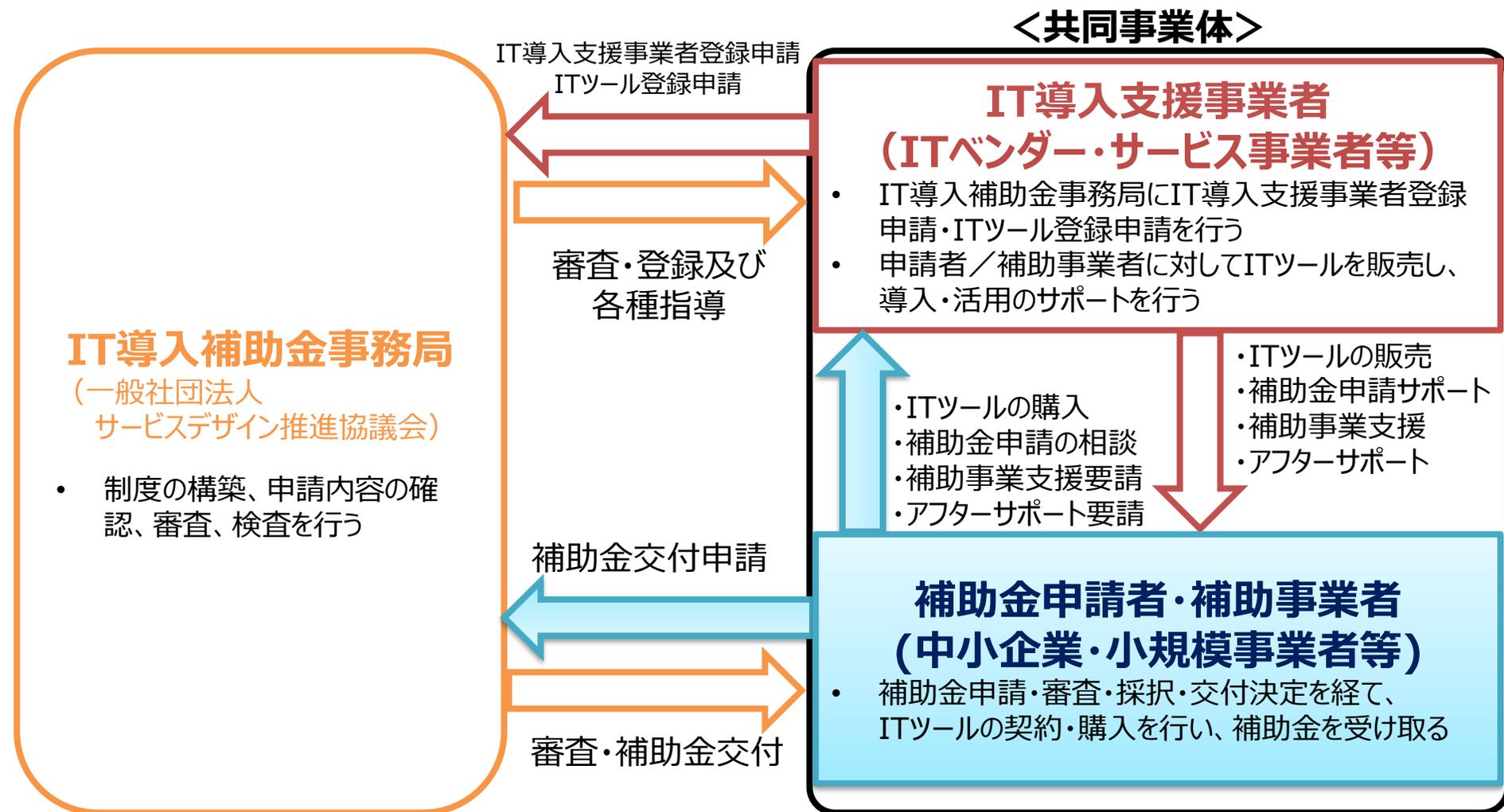
事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

3. 補助額・補助率

枠名	通常枠		セキュリティ 対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型		デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下	5万円～100万円	ITツール		PC等	レジ等	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3 （1事業あたりの補助上限額は、3,000万円（(a)+(b)）及び事務費・専門家費）
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内	5～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費		サービス利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

「IT導入補助金2022」の補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



令和4年度第2次補正予算での拡充点

- インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト)導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、補助率引上げ、クラウド利用料(2年分)、PC等のハード購入補助を引き続き実施。加えて、安価なITツール導入も可能とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限値は5万円)。
- また、「通常枠」においても、より安価なITツールの導入や、導入したITツールの継続活用を促進するために、補助下限額の引下げとクラウド利用料2年分補助を措置。

枠名	通常枠		セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型	—	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	ITツール		PC等	レジ等	(a) デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒補助額・補助率ともに同類型と同じ (b) (a)以外の経費 ⇒補助上限額:50万円×グループ構成員数 ⇒補助率は2/3 ※補助上限額は3,000万円/事業+事務費・専門家費
				5万円～50万円以下 ※ 下限額撤廃	50万円超～350万円	～10万円	～20万円	
補助率	1/2以内			3/4以内	2/3以内	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費 クラウド利用費(1年分 最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。

IT導入補助金からみらデジへの流れ

- みらデジも、令和4年度第2次補正予算（案）にて措置予定。
- 申請にあたっては、**みらデジ経営チェック**を通じた自社の経営課題の把握や、**リモート相談**を活用した専門家・支援機関等への相談など、**「みらデジ」の活用が有効**。



IT導入補助金を使ってデジタル化を進めたいが、**まず何をすれば良い？**



IT導入補助金を使って、我が社は**どのようなツールを導入**すれば業務改善できる？

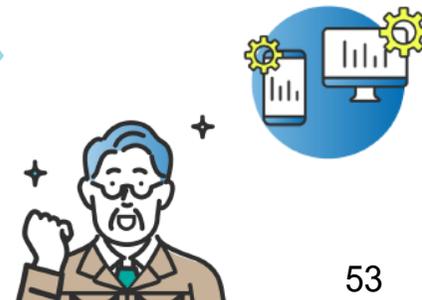
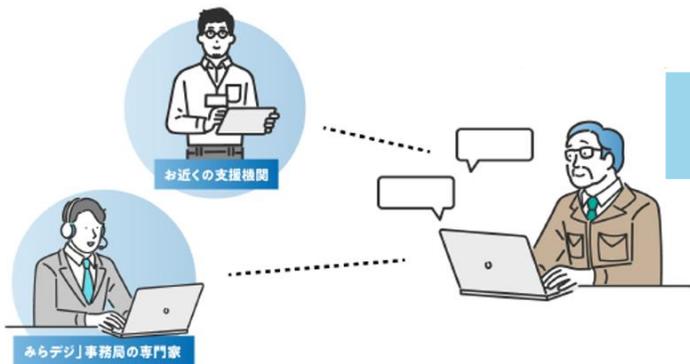
無料!

「みらデジ」を活用することで

みらデジ経営チェックで、自社の経営課題やデジタル化への取組状況を瞬時に診断！

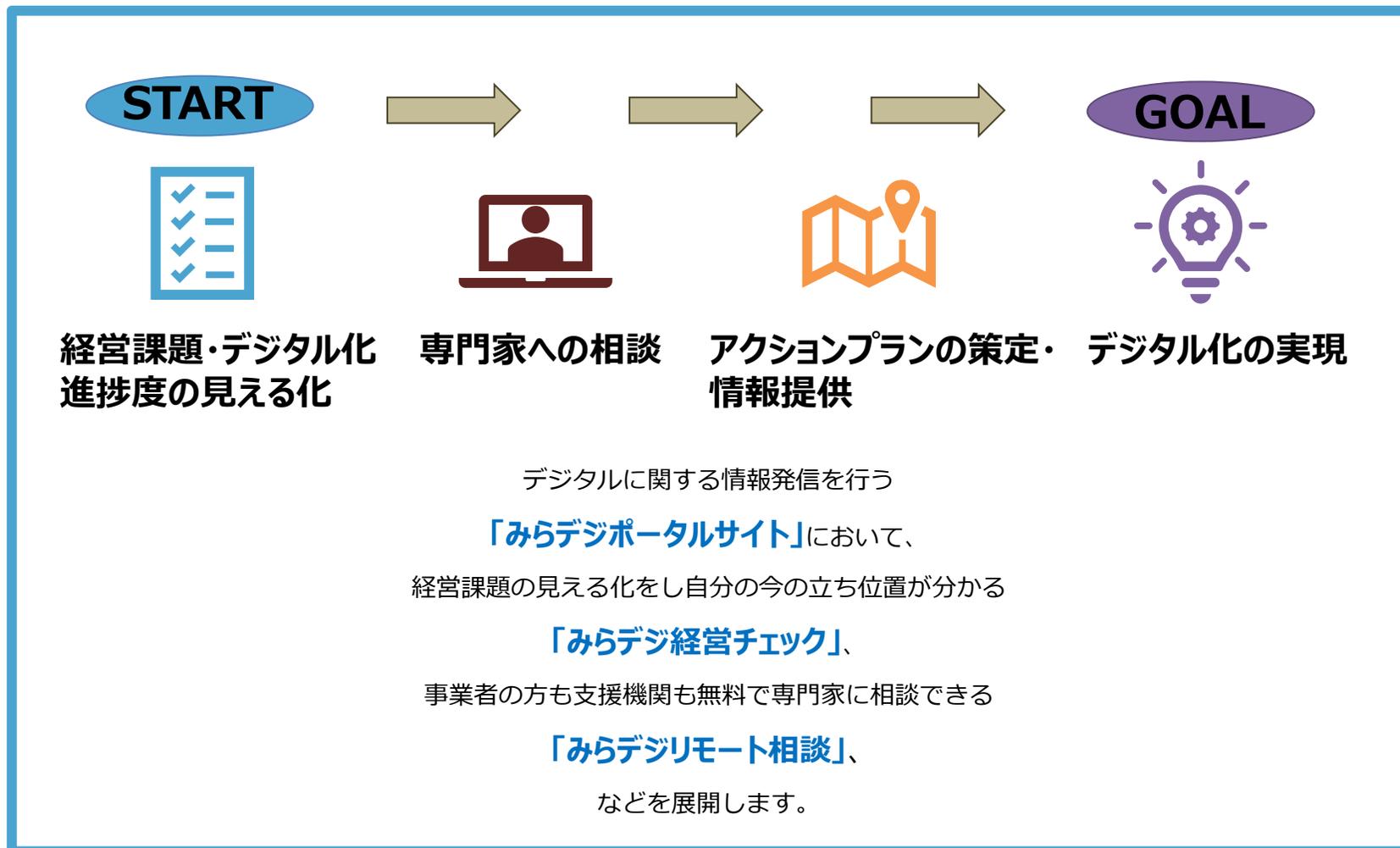
みらデジリモート相談で、デジタル化の取組に向けたアドバイスや経営課題に合致したITツールを紹介！

IT導入補助金で、自社の課題に合致したITツールを導入し、デジタル化・DXへ！



「みらデジ」事業の目的・概要

デジタル化を通じて経営課題の解決を目指す中小企業・小規模事業者と、伴走支援する支援機関の双方をサポートします！



【参考】「みらデジ経営チェック」でわかること

同業種・同地域の事業者と比較しながら、事業者の経営課題やデジタル化への取組状況を確認！

「取り入れてみたが今は使っていない」

あなたの回答内容	業界導入率	ご提案
クラウドサービス ?	21%	なぜ使わなくなったのか/取り組めていないのかを振り返り、業務の負荷軽減のために活用を検討してませんか。
グループウェア ?	16%	なぜ使わなくなったのか/取り組めていないのかを振り返り、業務の負荷軽減のために活用を検討してませんか。

「使っていない/よくわからない」

あなたの回答内容	業界導入率	ご提案
Web会議システム ?	25%	今回のチェックを機に、導入を検討してませんか。
EDI ?	13%	-
インターネット 広告 ?	13%	-
ERP・RPAなど ?	9%	-
EC(電子商取引) ?	7%	-

比較している業界:北海道・東北のサービス業(不動産業、物品買付業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業)

チェック結果選択

取り組むべきことの占有率

表示

グラフ説明 ?



※:ビジョンを実現するための重要な取り組みは、働き方改革・財務改善・人材確保です。

表示



赤の線は業界の「お悩み度」平均値を示しています。

青い線は各課題における「あなたのお悩み度」を示しています。

「あなたのお悩み度」が赤い線よりも外側にあれば平均値以上、赤い線よりも内側にあれば平均値以下となります。

比較している業界:北海道・東北のサービス業(不動産業、物品買付業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業)

「みらデジリモート相談」で出来ること

事業者も！

支援機関も！

経営相談が！

無料！



みらデジ リモート相談申し込みの流れ

ステップ1

みらデジポータルより、**みらデジ**にご登録をお願いします。

ステップ2

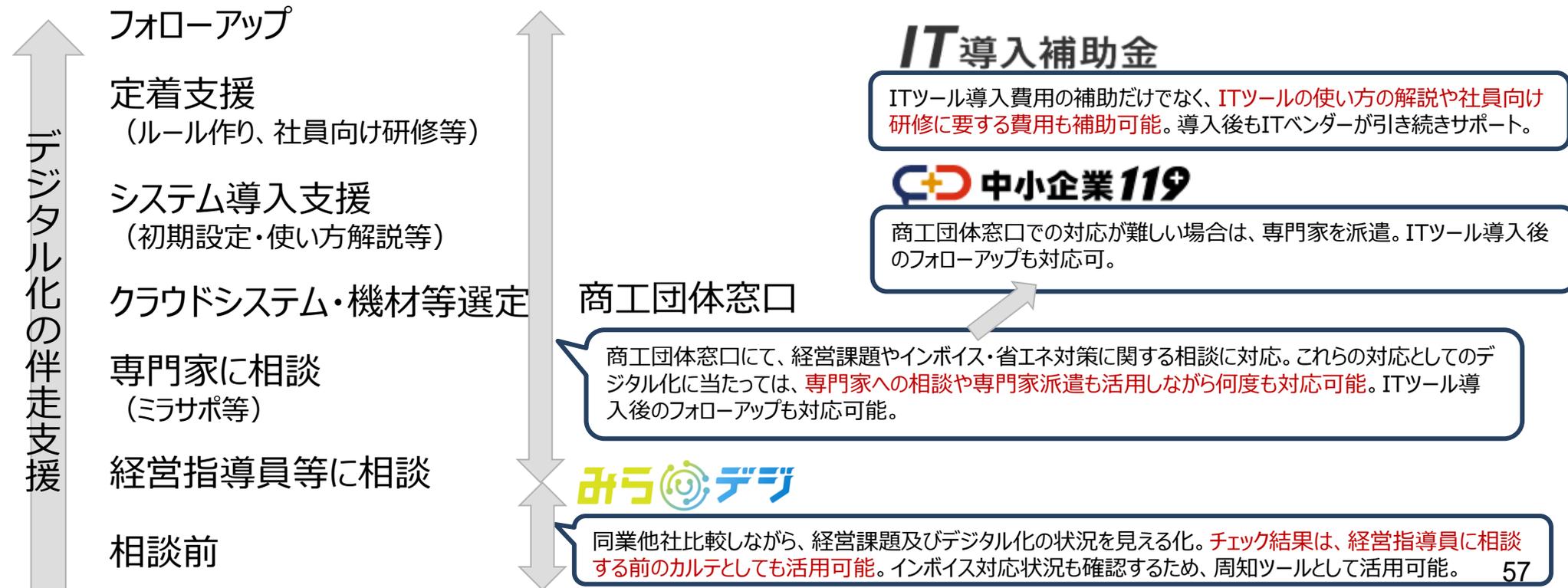
電話または**専用問い合わせフォーム**で事務局へご連絡ください！

ステップ3

事務局オペレーターが対応し**専門家**との**相談日時を調整**いたします！

令和5年度におけるデジタル化支援について

- 令和5年度においても、引き続き相談からIT導入、定着支援まで一貫通貫のデジタル化支援を行う。
- 商工団体窓口においては、経営課題解決やインボイス・省エネ対策につながるデジタル化に当たって、商工団体が仲介する専門家による支援を実施。より専門的な支援が必要であれば中小企業119も利用可能。
- ツール購入費用はIT導入補助金にて支援。さらにツール定着につながる支援も可能。

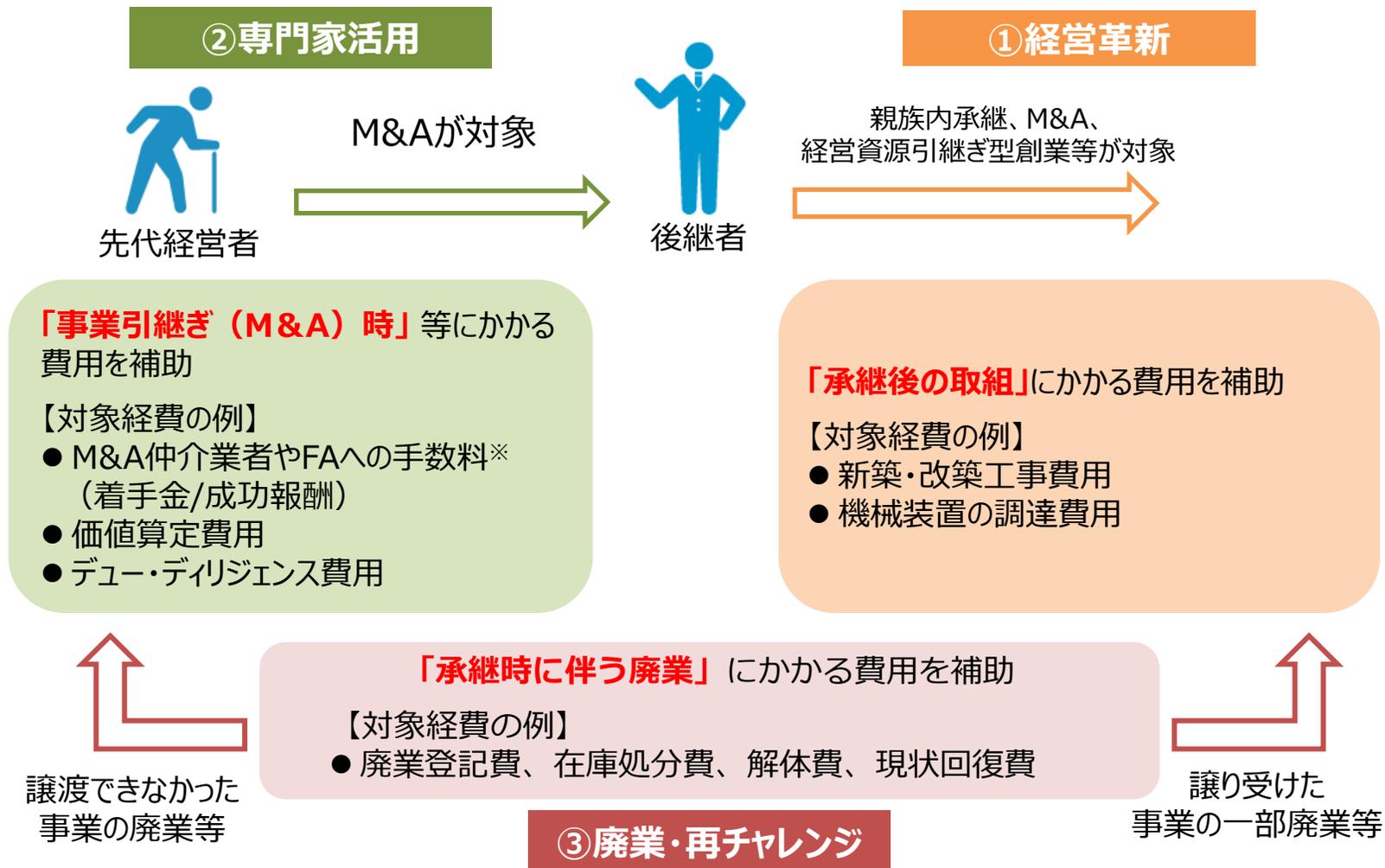


目次

1. 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント
2. 令和4年度第2次補正予算の概要
3. 各事業の詳細について
 - 3 - 1. 事業再構築補助金
 - 3 - 2. ものづくり補助金
 - 3 - 3. 小規模事業者持続化補助金
 - 3 - 4. IT導入補助金
 - 3 - 5. 事業承継・引継ぎ補助金**

事業承継・引継ぎ補助金 概要

- ①事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、②M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー、デュー・ディリジェンス等）、③廃業・再チャレンジの取組を支援。



事業承継・引継ぎ補助金（令和4年度補正）

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。 令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置

<要件・経費>（R4年度補正）

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

<補助率・補助額>（R4年度補正）

支援類型	補助率	補助額
①事業承継・M&Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新	1/2・2/3	～600万円
	1/2	600～800万円
②M&A時の士業等専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	～600万円
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	～150万円

(参考)事業承継・引継ぎ補助金 (令和4年度補正予算) (経営革新事業)

- 事業承継・M&A後の経営革新 (設備投資・販路開拓等) に係る費用を補助。

経営革新事業の概要

対象者

- ◆ **創業支援型**
他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合
- ◆ **経営者交代型**
親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合(後継者が引き継ぎ予定の場合を含む)
- ◆ **M&A型**
M&A (株式譲渡、事業譲渡等) により経営資源を引き継いだ場合

補助率・補助上限額

補助率	1/2・2/3補助
補助上限	600~800万円*
要件	○中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当 ※上記に該当しない場合は補助率1/2 ○付加価値額 or 付加価値額/人、が+3% ○グリーン、DX、事業再構築に資する取組のいずれかに取組む者

* 一定の賃上げ(事業終了時に事業場内最低賃金が地域内最低賃金 + 30円(既に達成している事業者は、事業場内最低賃金 + 30円))を実施する場合、補助上限を600万円から800万円に引き上げ

(参考)事業承継・引継ぎ補助金 (令和4年度補正予算) (専門家活用事業)

- M&A時の専門家活用に係る費用 (ファイナンシャルアドバイザー (FA) や仲介に係る費用※、デュー・デリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等) を補助。
- FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

専門家活用事業の概要

対象者

- ◆ 買い手支援型
M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等
- ◆ 売り手支援型
M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率・補助上限額

補助率	1/2・2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円
要件	(売り手支援型のみ) ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合： 補助率2/3 (該当しない場合補助率1/2)

※買い手支援型のみ、賃上げ表明をした場合加算

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

登録M&A
支援機関
(一覧)



(参考)事業承継・引継ぎ補助金 (令和4年度補正予算) (廃業・再チャレンジ事業)

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助。
- 一定の要件を満たす場合には、事業承継・M&Aを伴わない廃業も補助。

廃業・再チャレンジ事業の概要

対象者

◆ 事業承継又はM&Aの譲受側（買い手）

経営革新事業 又は 専門家活用事業に併用する形で廃業費を支援

◆ M&Aの売り手

- ① M&Aにより一部事業譲渡を行う際に、廃業を伴う場合は専門家活用型に併用する形で支援
- ② M&Aの成約に向けた取組を行ったもののM&Aが成約せず廃業せざるを得ない場合であって、再チャレンジに取り組もうとする者の廃業費用を廃業支援型単独で支援

補助率・補助上限額

- ・ 補助率： 1/2・2/3補助
- ・ 補助上限： 150万円